

医政地発 0325 第 1 号

令和 4 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録漏れに対する
注意喚起等の措置について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっています。

これについて、令和 3 年度より、入院患者に提供する医療の内容に係る報告対象期間の通年化を開始したところです。これに伴い、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和 2 年 3 月 16 日付け医政地発 0316 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟情報（以下「病棟コード」という。）を記録するよう周知していたところです。

今般、令和 3 年度の病床機能報告の実施にあたり、電子レセプトに病棟コードが記録されなかったことにより、病棟単位での診療実績の集計に負担がかかった医療機関があったことを踏まえ、電子レセプトへの病棟コードの記録が適切になされるよう必要な注意喚起を図る等、貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知をお願いします。

なお、当該注意喚起等の措置は病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払のために求められるものではないことを申し添えます。

